

# 昭和40年代における熊本の歌唱指導

— 熊本県音楽教育研究大会の大会誌から —

山崎 浩 隆

## Singing instruction in Kumamoto in the Showa 40s : From the journal of the Kumamoto Music Education Society

Hiroataka Yamasaki

(Received October 1, 2021)

### 1. はじめに

現在、熊本県では小中学校を対象とした器楽合奏コンクールが行われている。このコンクールでは、今でも小学生によるリード合奏（アコーディオンや鍵盤ハーモニカに代表される空気を通してリードを鳴らすことで発音する鍵盤楽器）を対象としたものを行っている。リード合奏は全国的に見ると、昭和30年代までは全国的にも盛んに行われていたが、昭和40年代には激減している。にもかかわらず熊本では現在でもリード合奏が行われている。

このような活動が始まったのは戦後であり、熊本県内においては音楽の教師集団が始めたものである。この教師集団は「熊本県音楽教育研究会」という任意団体を組織し、熊本の音楽教育の推進のために活動を行っている。先に紹介した器楽合奏コンクールの主催の一つも「熊本県音楽教育研究会」である。

本稿では、この「熊本県音楽教育研究会」が組織された経緯をもとにその理念を確認する。また、昭和40年代に「熊本県音楽教育研究会」がめざした授業を考察する。そのことによって、これからの音楽の授業で留意すべき点を見いだすことが本稿の目的である。

### 2. 熊本県音楽教育研究会の発足

「熊本県音楽教育研究会」（以下、県音研）は、昭和23年に発足している。その初代会長であった小崎東紅が昭和57年9月22日に当時の会員の依頼により、会の中で発足当時のことを話している録音がある。その中で、小崎は発足時の様子を次のように語っている。

なお、これ以降、引用中の（ ）内の記述はすべて筆者によるものである。

私、取りまとめておりました、結成したのが23年の10月17日です。これは碩台小学校の応接間でありました。その当時の出席者は山鹿の大代先生、それから人吉の島田先生、八代の河口先生。（中略）こういった方々に発起人というかたちで集まっていたら創立したと思います。昭和23年ですから今から34年前。当時教科研究会でつくったのは県下で初。そのあとで家庭科ができ、理科ができたと思います。

戦後制定された学校教育法が施行されてから1年半足らずで県音研が発足している。戦後間もない早期に県下の音楽教員ネットワークが確立されているのである。なぜ、それが実現できたのか。そのことを明確にできるものは残されていないが、小崎の経歴から推察することはできる。

小崎は昭和10年から昭和14年まで、連続5回にわたり全国児童唱歌コンクールで熊本市立碩台小学校の5年生を優勝に導いている。その後、昭和21年（1946）同校教頭に昇格。同年末には熊本県教育委員会学務課及び指導主事に抜擢されている<sup>1)</sup>。

全国児童唱歌コンクールはラジオ放送であったため、多くの教員が聞いていたであろう<sup>2)</sup>。それを指導した小崎の名は、指導者の間で知られることになったことが推察される。また、昭和21年末より指導主事になっており、その業務として熊本県内の各学校と連絡を取ったり指導したりしているはずである。その中で多くの教員と知り合い交流を深めたことであろう。

小崎の業績と人脈が熊本県内でも他教科に先んじて教科研究会を発足させることにつながったと考えられる。

### 3. 県音研の目的と活動

小崎たちは、何のために県音研を立ち上げどのような活動を行ったのだろうか。小崎は次のように語って

いる。

それ（発足）から昭和41年の3月まで（小崎が会長の期間）の目的は、今さら言うの申し上げるのもおかしいんですけど終戦直後、23年、何をやっていいかわからないときですから、音楽については仲間づくりをして仲間の、同志の勉強をするとともに音楽の裾野を広げようということであるんなことを考えた訳です。

幸いに戦前と違って音楽が指導要領にも謳われたし、新しくというとおかしいけれども国民学校時代の音楽にもっと子どもをたくさん重ねて22年の学制のスタートに力をかけたということになるわけです。

音楽の勉強を仲間の教員で行うことと、賛同する教員を増やしていくことを主たる目的としていたようである。また、当然ではあるが学習指導要領をもとにした指導の充実を図ろうとしたのである。

子どもたちを対象とした活動について小崎は次のように語っている。

音楽教育を進めるために学校の先生方の研究会を盛んにすると同時に子どもたちのその生徒・児童の音楽意欲を高めるということを掲げた。（中略）23年に結成した県の音楽教育研究会で何をすべきかをみんなで考えてまず、23年の秋にNHKが主体になってその当時は唱歌コンクールが始まります。戦後の第1回。それで、県の音楽教育研究会では中学校の合唱コンクールをやろうというので合唱をやったんです。それを始めました。子どもたちの音楽意欲を学校の学習指導でも取りあげると同時に、個人的に伸ばすための機会をつくるということで作曲コンクールと個人コンクールを始めました。作曲コンクールを始めたのは昭和27年だと思います。個人コンクールでは独唱と中学校は独唱、それからピアノ、バイオリン、それから管楽器。これを行ったのが昭和24年だったと思うんですよ。そして、入選した人たちを県音研でお供をして地方の学校へ演奏を公開する仕組み。

このように、教員に向けては音楽の勉強と学習指導要領をもとにした指導の充実を、子どもに向けては合唱、演奏、作曲のコンクールを開催し音楽に対する意欲を高めるとともに技能の向上をめざしている。さらに、コンクール入賞者による巡回演奏会を計画し、実際に行っている。

このようにして戦後間もない頃、音楽および音楽教育の充実を図るために県音研は発足したのである。

#### 4. 学習指導要領が求めたもの

戦後、学校教育は学校教育法に示されているように学習指導要領に則った学習指導が行われている。県音研に所属した教師たちは、学習指導要領に対してどのような学習活動を行ったのか、学習指導要領をどのようにとらえ音楽を子どもたちに指導したのだろうか。まず、当時の学習指導要領を概観しておく。

昭和22年に『学習指導要領』試案が示され、教科として音楽も設けられた。

その目標の第1には「音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性とを養う。」とあり、戦時中の国民学校令による軍国主義、修身徳育的なものから音楽美の理解・感得および美的情操の涵養へと大きく転換した。

ここに示された「音楽美の理解・感得」と「美的情操」は、現行の平成29年、第9次小学校学習指導要領に至るまで示し方は変わりながらも、音楽の美しさを感じ取ること、情操を養う・培うことは目標の中に示されている。つまり、音楽の美しさを感じ取り、情操豊かな子どもを育てることが戦後の音楽科教育において一貫した目標だととらえることができよう。また、第8次学習指導要領では、児童・生徒が思考・判断すること、音楽を批評することができるようになることが求められるようになった。そのためには児童・生徒が主体となって音楽と関わるが必要になる。児童・生徒が主体的に音楽に関わることは第1次学習指導要領においても「第四章 第一 学習指導法」において「児童の自発的意欲あるいは興味をさまざまな方面に向かって深め且つ広めていく指導方法」で行うことが示されている。にもかかわらず音楽の授業は教師主導で進められてきたのである。

県音研は、学習指導要領からどのような授業を構想し実践してきたのか、また、授業づくりにおいて指導方法がどのように変わってきたのか、残された学習指導案から考察する。

#### 5. 県音研が取り組んだ授業づくり

県音研は昭和36年（1961年）より毎年研究大会を行い、その中で授業研究会を実施してきている。研究大会ではテーマが設定され、それに基づいて検討された学習指導案集が掲載されている。ここでは、今回見つかった第6回九州音楽教育研究大会熊本大会、第9回大会、第12回大会3つの大会誌の学習指導案をもとに考察する。九州音楽教育研究会熊本大会が行われる年度については県音研の研究大会と兼ねることに



授業も行われている。

器楽の授業でも、第5学年を対象に「ずいずいずこころばし」を教材とした合奏の授業が行われ、授業の途中で子どもたちの演奏について子どもたち自身に「まずい点を発見させる。」活動が行われている。

創作の授業は、第1学年を対象に「おほしさまのうた」を歌った後に星についての歌問答の活動が行われている。歌問答の活動に入る前に「話し合いによって情景を思い出させる」活動が行われ、子どもたちが自身の経験をもとに教師の問いに答えることができるような手立てが取られている。

鑑賞の授業では、作曲「旧友」を教材とした形式を感じ取る授業が行われている。AとBの感じの違いに気付くように「曲のかんじにあった身体反応を工夫する」活動である。

このように、すべての授業において子どもが表現の工夫に参加したり感じ取ったりすることができるような活動が設けられている。これは、各授業者が個別に授業を構想し、偶然そのようになったとは考えにくい。県音研として各授業について検討会を行い、その中で子どもの思考・判断を表現の中に何らかの形で反映させるようになったと考えることが妥当であろう。

このように、昭和40年(1965年)に、県音研では子どもが表現の工夫に参加する活動が行われていたのである。

5. 2 昭和44年度(1969年度)  
第9回 熊本県音楽教育研究大会

この大会では、大会誌に「大会主題について」の内容が1ページにわたって示されているが、スローガンのような主題は設定されていない。ここでは、第3次学習指導要領の内容が紙幅の多くを占めており、大会の主旨としては「音楽教師が考えねばならぬ問題が、数多くある。そうした悩みを、授業を通して追及し、お互いの実践を通した話し合いを通して解決していくとする」ことが示されている。

この年、勝木はベートーベン作曲《交響曲第9番第4楽章》より「喜びの歌」を教材に授業を行っている。指導計画は図2に示した。3時間取り扱いで鑑賞からスタートし、残り2時間で2部合唱を行っている。本時は最後の3時間目である。学習指導案は図3に示した。

本時の学習は6つの学習活動で構成されているが、4番目の学習活動まで教師主導のトレーニング形式で、リズム、音高、ハーモニーと要素ごとに進められている。学習活動5で子どもたちに「力強い歓喜の表現」の工夫をさせ、6で振り返りをさせている。

勝木が作成した昭和40年の学習指導案と比較すると、この授業ではトレーニングの要素が多くなっている。

4. 指導計画

| 区 分 | 指 導 内 容   | 時 間   |
|-----|---|-------|
| 第1次 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ベートーベンについて理解を深める。</li> <li>○レコード鑑賞</li> </ul>       | 1     |
| 第2次 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ト長調の視唱、視奏力をのばす。</li> <li>○階名、歌詞によるパート練習。</li> </ul> | 1     |
| 第3次 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○二部合唱</li> <li>○表現の工夫</li> </ul>                     | 1 本 時 |

図2 昭和44年度 学習指導案 指導計画

5. 本時の指導

- (1) わらい
  - 音程、リズムを正確に合唱させる。
  - 喜びにみちた曲想表現を工夫させる。
- (2) 指導過程

| 学 習 活 動                                    | 時 間 | 指 導 上 の 留 意 点   | 資 料      |
|--|-----|---|----------|
| 1. 発声練習をする。                                | 8分  | 1.十分に発声練習をさせて、声域を広げる。<br>○リズム音程を正しく、旋律の動きに合わせて表現できる素地をつくる。  | 拡大楽譜     |
| 2. 本時学習のわらいを知る。                            | 10  | 2本時の学習活動のめあてを確認させ、心構えをつくらせたい。   |          |
| 3. 階名で二部合唱する。<br>イ、高音部階名唱(リズム)             |     | 3.○高音部のリズム、音程特に四分音符の順次進行の旋律線に注意する。<br>○♪ タイ、シンコペーションのリズム、3度6度跳躍音程に注意。<br>○音程を正確に、低い口の音のひびきをつくる。<br>○三度のハーモニーを正しく、はやく作らせる。<br>数名の児童を指名し、二重唱をこころみる。 |          |
| ロ、低音部階名唱(音程)<br>ハ、三度の和音練習をする               |     |   |          |
| 4. 歌詞で二部合唱する。                              | 7   | 4歌詞の読み合せて、ことばの発音についても留意させ、歌詞唱になれさせる。  | テープレコーダー |
| 5. 表現の工夫をする。<br>イ、唱法の工夫<br>ロ、速度の工夫<br>ハ、移調 | 15  | 5.力強い歓喜の表現について工夫させる。<br>イ、レガート、マルカート<br>ロ、曲想の変化、どんなテンポがいいだろうか。<br>ハ、力強い、はりはどうしたらよいだろうか。どっちをあげて、力強い歓喜の曲想はでないだろうか。                                  |          |
| 6. まとめ                                     | 5   | 6.より楽しい合唱にするためには、どんなことに気をつけるべきか、児童の反省の中から、まとめる。   |          |

図3 昭和44年度 学習指導案 本時の展開

前回、昭和40年度の授業では先に見たように形式的ではあったかもしれないが、子どもたちに改善点を話し合わせた上で練習を進める、という学習の流れが設定されていたのに対し、ここではそのような話し合いもなく、トレーニング的な指導がリズム、音高、ハーモニーという要素に即し段階的に効率よく進められている。トレーニングとしてより洗練された学習のながれになっている。

昭和43年の第4次学習指導要領で「基礎」領域が設定されたことで、山本が「『基礎』を領域として取り出せば必ずドリルが先行し、学習内容は必然的に過

密化する.<sup>4)</sup>」と指摘していることが具体的な学習活動として現れているのを見ることができる。

### 5. 3 昭和47年度(1972年度) 第12回 熊本県音楽教育研究大会

この大会は第13回九州音楽教育研究大会を兼ねたものとなっている。大会主題は「音楽性を高め豊かな人間形成をめざす音楽教育」と示され主題設定の理由もある。そこには、以下のような記述がある。

近年、「子どもの自主性、主体性を尊重して……」という音楽教育の大きな流れの中で、教師のあり方が、ともすればみすごされがちでないではないと思われまます。(中略)主題の音楽性には、子どもの音楽性はもちろん、教師の音楽性の重要さもこめられてあります。(中略)教師自身がみすごすから音楽を高め、感動し、それを子どもたちに伝え、「音楽好きな子ども」を一人でも多く育てたいという願いをこめて、大会主題が考えられたのであります。

音楽好きな子どもを育てるためには、教師自身が音楽の知識を獲得し技術を向上させること、また教師の感動体験が必要であると述べてある。このことについても山本は「音楽科教育では技術先行の演繹法は無理がある。<sup>5)</sup>」と指摘しているのだが、第4次学習指導要領に即して教師が音楽的な知識・技能を向上させることで子どもたちにそれを伝えていくという演繹法による指導をめざしているのがわかる。

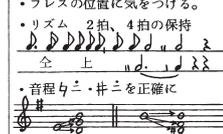
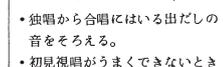
それでは、実際の授業はどのように構想されているのか勝木の学習指導案を見てみる。ここでは教材として教育出版が発行した当時の教科書に掲載されたスウェーデン民謡「泉の歌」が取り上げられている。指導は2時間取り扱いで、本時はその1時間目である。学習指導案を図4に示した。

1時間目の目標は「階名視唱によって三部合唱ができるようになる」である。学習指導案の枠外に示された観点(1)には「初見視唱をこころみるにたる基礎指導はなされているといえるか。」とある。初見視唱を実現する上で段階的・系統的な指導が機能しているかと問うているのである。本時は初見視唱だけでなく三部合唱も行っている。学習指導要領に示されたのは二部合唱の指導であり、現在でも小学校の教科書に掲載されているのは二部合唱である。三部合唱を教材とし初見視唱をすることから、当時の子どもたちの技能の高さがうかがえる<sup>6)</sup>。

本時の展開を見ると、教師による指導が学習活動のほとんどを占め、ここでもカデンツの練習からスター

トし、教材曲を段階的そしてトレーニング的に指導している。子どもが思考するのは、最後のまとめで「次時の課題を発見させる」のみである。

5. 本時の学習  
(1) 目標 階名視唱によって三部合唱ができるようになる。  
(2) 展開

| 学 習 活 動  | 時間  | 指 導 上 の 留 意 点   | 準 備                   |
|--|-----|---|-----------------------|
| 1.和音合唱をする。   | 5分  | ・ホ短調とト長調の終止形を音程正しく、特にレ二音、ハ二音のたいせつな働きをしらせる。  | 拡大譜<br>(ホ短、ト長)<br>終止形 |
| 2.「泉の歌」を歌う。<br>・階名黙唱<br>(1・2・3部)<br><br>・階名による合唱(初見視唱)<br>(各パート交替する)<br><br>(グループ練習) | 20分 | ・教師の拍子打ちに正しく合わせて階名黙唱させ、初見視唱にそなえる。<br>・ブレスの位置に気をつける。<br>・リズム 2拍、4拍の保持<br><br>・音程レニ・ハニを正確に<br><br>・独唱から合唱にはいる出だしの音をそろえる。<br>・初見視唱がうまくできないときはグループで<br>・独唱と合唱のダイナミックの違い、短調、長調の和音のひびきの違いを正しく表現させる。 | O・H・P<br>(楽譜)         |
| 3.歌詞唱をする。<br>・歌詞をしらべる。<br><br>・レコードをきく。<br><br>・歌詞による合唱をする。                          | 15分 | ・発音に注意させる。<br>ちろろんろ。ゆうひ。かがやく。<br>ゆけば。ひびく。ふゆ。しずもる。おどれ。<br>・範唱レコードをきき、表現のよいところをききとらせる。<br>・情景についての理解しずもる。いずみはうたう。ちろろんろ、ろんろ<br>・交互唱のバランス。<br>・やさしく歌いあげる注意。   | O・H・P<br>歌<br>レコード    |
| 4.まとめ  | 5分  | ・次時の課題を発見させる。   |                       |

- 観 点 (1) 初見視唱をこころみるにたる基礎指導はなされているといえるか。  
(2) 歌唱第1時の取扱いとして、この展開は妥当であったか。

図4 昭和47年度 学習指導案 本時の展開

テーマ設定の理由に示されている通り、子どもの自主性、主体性を重視することよりも教師の求める音楽を子どもたちに伝えていくことが実践に反映された展開になっている。

「音楽好きな子ども」を一人でも多く育てたいというのはいつの時代でも変わらぬ教師の願いである。しかし、ここで行われたような技能向上をめざした指導によって「学校音楽が嫌いな子ども」を増やすことになってしまったのである<sup>7)</sup>。

## 6. 県音研の授業から学ぶこと

では、昭和40年代の県音研の授業から何を、今後の音楽科教育に生かしていけばよいのだろうか。

まずは、県音研を発足させ「音楽の裾野を広げよう」と取り組んだ意欲と態度、行動力については引き継ぐべきものがあるだろう。何とかしたいという思いが行動につながり、そして個々の活動を生み出し推進することに反映されている。県音研というチームのエネル

ギーが、戦後熊本の音楽教育に大きな影響を与えたことは明らかである。音楽を広げたい、音楽で感動する子どもを増やしたい、音楽が好きな子どもを増やしたいと、そのことを何とかしたいという思い、そして同じ思いをもつ者がチームとなって進めていくことが大きな力になることをまず引き継ぐべきだろう。

授業づくりからは、技能指導における段階的・系統的な指導の大切さ、そして多面的・多角的な子どもの実態把握の大切さの二つであろう。

技能の指導については音楽に限らず段階的・系統的に指導していくことスモールステップで評価し達成感を味わわせながら指導していくことが大切なことが知られている。しかし、現在、小学校では音楽の学習指導を学級担任が行う学校がほとんどである。学校規模によっては専科の教師が指導する学校もあるが、そのほとんどは中・高学年など一部の学年が対象となっている。学級担任は、1年間で交替することも少なくない。そのため、段階的・系統的な指導の実現が難しいのが現状である。しかし、GIGA スクール構想により全国的に学校の ICT 環境が整いつつある今、それらを利活用することで、系統的・段階的な指導が無理なく可能になるのではないだろうか。例えば、子どもたち自身がタブレットに歌唱や器楽の表現を動画で録画し、それを撮りためていくことで学びのポートフォリオを作成することができる。子ども自身がその動画を視聴することによって自己評価をし改善していくことができる。学校には各学年の年間指導計画が作成してあるので、それに即した技能指導を行うことで系統的な学習もできるようになるだろう。その際、注意すべきは子どもの実態に即した適切なゴールの設定である。実態に即して難易度が高すぎる目標が設定されるとそこに到達しないままになったり、無理に到達させようとしてトレーニング中心の学習指導に陥ったりすることになる。その年度の子どもの実態に応じた目標を設定することが大切だろう。

このように段階的・系統的な指導を行うためにも子どもの実態を把握することは大切である。ただし、大切なのは技能についての実態を把握するだけではない。子どもの興味・関心やこれまでどのような学習経験、また題材にかかわる生活経験など、指導内容に対する多角的・多面的な子どもの実態の把握が大切だということである。

昭和47年度の勝木の授業では、感動を経験するような音楽的にレベルの高い表現ができるようにした。そのためには技能指導が重要だという考えで学習指導が行われている。したがって、確認されている子どもの実態は、技能に関するものが中心である。もちろん昭和47年当時、第4次学習指導要領に即して授

業を構想したため、そうなるのは仕方のないことであり当然のことであろう。しかし、昭和22年、第1次学習指導要領において既に「児童の主体性」は示されている。また、昭和47年度の県音研大会誌に主題設定理由に書かれているように、昭和43年第4次学習指導要領が示されて以降、「子どもの主体性、自主性を尊重して」というのが大きな流れになっている。教師が指導し技能を高めていくことはもちろん大切なことである。しかし、学習指導要領で「児童の主体性」が示されているのはなぜなのか、「子どもの主体性、自主性の尊重」が大きな流れになっているのはなぜか、という問いをもつことも大切だろう。それは、指導者の視点のみならず学習者の視点から授業をとらえることも大切だということであり、授業づくりにおいても多角的な視点が必要だということだろう。

## 7. おわりに

第1次学習指導要領が示された翌年の昭和23年に熊本県音楽教育研究会が発足した。その目的、それを達成するためのアイデアとエネルギーには目を見張るものがある。そして、そのために始められた活動には、今なお継続されているものも多い。

今回、県音研のめざしたものを確認することで、その理念を確認し継承していくべきこと、改善していくべきことを歌唱指導を中心に考察した。今後、それ以外の活動についても同様に考察し、よりよい教育活動の実践をめざしていくことが必要だろう。先達が残してくれたものを今後の教育活動に生かしていくことがGIGA スクール構想等大きな変革の波の中にいる私たちにとって大切なことではないだろうか。

最後に本研究を進めるにあたり、県音研の史料をご提供いただいた熊本県退職音楽教師の会である「旧友会」の皆様にご心より感謝いたします。

- 
- 1) 武藤哲雄 2010「全校唱歌コンクール連続優勝 小崎東紅」熊本県退職校長会編『新版 熊本教育の人的遺産 100』熊本県退職校長会事務局, pp.110-111.
  - 2) ラジオで放送を聞き、全国優勝を果たしたことを知った犬童球溪は喜びを伝えるため、面識はなかったが校長宛にハガキを送っており、そのハガキは現在も碩台小学校に保管されている。
  - 3) この年度の熊本県音楽教育研究会の研究大会は第5回大会として昭和37年(1962年)2月に行われているが、ここでのプログラムは合唱指導および実践発表、講演となっており授業研究は行われていない。九州音楽教育研究大会熊本大会での授業者は県音研

- の会員であるため、この年度の授業研究は九州音楽教育研究大会と兼ねていたものと考えられる。
- 4) 山本文茂 1995 「戦後音楽科教育の反省と展望－新たな音楽授業の創造に向けて－」音楽教育学会『音楽教育学』No.25-1, p.32.
  - 5) 山本文茂 前掲書, p.32.
  - 6) この時の勝木の勤務校は熊本市立碩台小学校であり、この大会でも碩台小学校の児童を対象に指導を行っている。碩台小学校は先に述べたように小崎が戦前に勤務し、児童唱歌コンクールで4年連続金賞を受賞した学校である。2021年現在でも全校一斉に校内放送を使った聴音指導が毎週行われている。
  - 7) 文部省 昭和53年『小学校指導書音楽編』4pに、改訂の要点として新学習指導要領の目標について「教科の目標は、音楽を愛好する心情の育成を強調して次のように改めた」とある。このことから改訂以前、学校音楽が好きではない子どもの実態が顕著であったことがわかる。